

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに
旧姓(旧氏)が併記できます！



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

**各種の契約や銀行口座の名義に
旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。**



こんなときに!

**就職・転職時など、仕事の場面でも
旧姓で本人確認ができます！**

